

千代田区エリアマネジメント団体ガイドライン検討会設置要綱

令和6年7月5日6千環景都発第42号

(設置)

第1条 千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月31日改定）が示す将来像「つながる都心」の実現に向け、千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン（令和5年3月31日策定）に基づく地域主体の継続的かつ日常的なエリアマネジメント活動を推進するため、エリアマネジメント団体の運営方法等を定める千代田区エリアマネジメント団体ガイドラインの策定についての検討を行う千代田区エリアマネジメント団体ガイドライン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、千代田区エリアマネジメント団体ガイドラインの策定に向けて必要な事項について検討する。

2 検討会は、前項の規定により検討した結果を千代田区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

(組織等)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) エリアマネジメント活動に従事する者
- (4) 公募区民
- (5) 区職員

2 委員の任期は、前項の規定により委嘱又は任命された日から前条第2項に規定する区長への報告が完了した日までとする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境まちづくり部景観・都市計画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。